

京都市告示第 389 号

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 1 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	八瀬127号線	左京区八瀬花尻町194番地地先 同上		
2	山科大宅経 4 号線	山科区大宅古海道町51番地地先 同区大宅御所田町113番地の11地先		
3	嵯峨経 127 号 線	右京区嵯峨天龍寺広道町20番地の50地先 同町 3 番地地先		
4	羽束師12号線	伏見区羽束師菱川町696番地の 1 地先 同町629番地の 1 地先		
5	羽束師16号線	伏見区羽束師菱川町696番地の 1 地先 同町748番地地先		
6	羽束師21号線	伏見区羽束師菱川町739番地地先 同町53番地の 2 地先		
7	羽束師38号線	伏見区羽束師菱川町708番地の 1 地先 同町335番地の 3 地先		

(建設局土木管理部道路明示課)